

2016年（平成28年）11月22日

秋田刑務所長

平岡 聡 殿

秋田弁護士会

会長 外山 奈央子

## 勸告書

当会は、申立人A（以下「申立人」といいます。）からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会における調査の結果、貴所に対し、以下のとおり勸告します。

### 記

#### 第1 勸告の趣旨

申立人が閉居罰中に物品使用の許可を出願した六法（官物）、法律書（私本）、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、単に「法」と言う）155条1項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面は、いずれも申立人の不服申立て又は訴訟の準備に必要と認められるものであり、貴所がそれらの使用を許可しなかった措置は、法152条の解釈を誤った違法な措置であり、申立人の不服申立て又は訴訟の準備を不当に妨げ、申立人の不服申立ての権利又は裁判を受ける権利を侵害したものです。今後は同様の措置をとることなく、被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴

訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものについては速やかに使用を許可し被収容者に交付するよう勧告します。

## 第2 勧告の理由

### 1 本件申立の趣旨

申立人は、閉居罰中に苦情申し立てを執筆する際に、相手方（秋田刑務所）が、雑記帳（備忘の記録）・六法（官物）・法律書（私本）・懲罰原因が記載された書面の特別使用が許可されなかったことが人権侵害に該当するとして、当会に人権救済の申立てを行った。

### 2 調査経過

（1）本件申立について、2016年（平成28年）5月16日、担当委員2名が申立人本人と秋田刑務所において面談した。

申立人の主張の概要は以下のとおりである。

#### ア 申立人について

申立人は、2015年（平成27年）に懲役刑に処され、現在、秋田刑務所に収容されている。

#### イ 申立人の主張について

申立人は、閉居罰中に苦情申し立てを執筆する際に、懲罰の内容・理由を付した書面、雑記帳、六法（官物）、法律書（自弁）の使用が許可されなかったことが、法律上認められた不服申し立てを阻害するものであり、人権を侵害する旨主張する。

（2）当会は2016年（平成28年）7月14日付で、秋田刑務所長に対し事実確認のため照会を行ったところ、同年7月28日付で、秋田刑務所長から回答があった。照会及び回答の概要

は以下のとおりである。

- ア 当会から貴刑務所に対し，閉居罰中の申立人に，①申立人所有の「訴訟は本人でできる」の法律書，及び，②法 155 条 1 項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面の使用を許さなかった事実の有無並びに使用を認めなかった場合の根拠を照会した。
- イ それに対して，秋田刑務所は，①の法律書及び②の書面の使用を認めなかった事実を認め，その理由については，「当所では，申立人が不服申立てを行うためとして使用を申し出た上記物品について許否を検討した結果，申立人が上記物品を使用しなければ不服申立てを行うことができないとはいえず，上記法及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第 86 条 2 項に照らし，申立人が上記物品を使用しなければならない必要性は認められないと判断し，使用を制限した」旨回答した。

### 3 検討結果

#### (1) 法令について

##### ア 関係条文

法 152 条は，閉居罰に関し，以下の行為を停止し，謹慎させる，と規定している。

##### 【抜粋】

- ・法第 41 条の規定により自弁の物品を使用すること（1 項 1 号）
- ・書籍等を閲覧すること（1 項 3 号）

一方、懲罰の種類を定める法151条1項は、その4号で「書籍等」「の閲覧」の停止を定めているが、同号括弧書きにおいて、「被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。…次条第1項3号において同じ」と定め、「停止」できる「書籍等」例外を定めている。

イ 条文の趣旨（『逐条解説 刑事収容施設法改訂版』参照）

閉居罰は、他の被収容者を含む他者との接触を絶った厳格な隔離の下で、原則として昼夜居室内において起居させ、自己の犯した反則行為について反省を促すために謹慎させることを内容とするもので、その内容は法152条が定めている（『逐条解説』778頁）。同条は、謹慎の趣旨を全うさせるために、様々な行為を停止させるものである。

そして、原則として、閉居罰になった場合には、同条1項各号に列記されている各行為は全部停止されるのであって、例外的に法156条（懲罰の執行方法）に基づいて相当の理由があるときは、懲罰の一部の執行の免除として、謹慎の趣旨に反しない書籍等について閲覧を許すことなどは可能とされている（『逐条解説』781頁）。

他方で、法151条を受けて、被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる書籍等は閲覧制限の対象とならず、六法全書・判例集・法律書・法律雑誌のほか、防御のために必要と認められる書籍を広く含むとされており、訴訟記録の写しなども含まれる、とされる。そして、受刑者が不服申立てや人権救済の申立てを行

ったりする場合の必要な書籍等も含まれる、とされる（『逐条解説』774頁）

## （２）同種の勧告事例

東京弁護士会は、府中刑務所に対し、2013年（平成25年）3月14日、東弁24人第499号事件において、人権救済を申し立てた外国人受刑者の懲罰中に六法全書、判例六法、広辞苑等の辞典・辞書、「訴訟は本人で出来る」などの法律書、ノート・ボールペン等の筆記用具合計38点の使用を許さなかった事実は人権侵害に該当する旨の勧告を出している。

## （３）人権侵害の有無について

### ア 申立人所有の法律書について

そこで、検討するに、法152条及び151条1項4号括弧書きに照らせば、申立人所有の「訴訟は本人でできる」の法律書の使用を許さなかった事実は、法152条の解釈を誤っている。

すなわち、相手方は、「上記法及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第86条2項に照らし、申立人が上記物品を使用しなければならない必要性は認められないと判断」した旨回答しているが、その趣旨は、規則86条2項（刑事施設の長は、閉居罰を科されている被収容者について、法に定めるところによるほか、謹慎させるため必要な限度で、その生活及び行動を制限することができる）の裁量権に基づき、制限した趣旨と解される。

しかしながら，法 152 条及び 151 条 1 項 4 号括弧書きで「書籍等（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。）とわざわざ規定されている趣旨に照らせば，「被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる」書籍等に該当する場合は，上記書籍等の使用許可の判断につき刑事施設の長に裁量権はなく，その書籍等の使用を制限することはできない。

よって，法 151 条 1 項 4 号括弧書きの「被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる」書籍等に該当する申立人所有の法律書について，その使用を許可しなかった点は，法 152 条の解釈を誤り，申立人の不服申立ての権利や裁判を受ける権利を侵害しているから，人権侵害に該当する。

#### イ 官物の六法について

次に官物の六法の使用不許可の点について検討する。

まず，形式的には，法 152 条及び 151 条 1 項 4 号の「書籍」概念が官物か私物かを区別していると条文解釈上読むことはできない。この点，法 69 条「自弁の書籍等を閲覧することは…」というように，わざわざ「自弁の」という修飾語を付けた形で規定していることもこの解釈を補強する。即ち，法 152 条及び 151 条 1 項 4 号が官物の書籍等を排除する趣旨であるならば，法は 151 条 1 項 4 号括弧書において「…に必要と認められる自弁のものを除く」というように限定を付すはずだからである。

次に，実質的には，「被告人若しくは被疑者としての権利の保

護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる」書籍等が除かれている理由を考える必要がある。これは、受刑者の不服申立ての権利や裁判を受ける権利を実質的に保障するために不可欠であるためである。そして、そのような不服申立ての権利や裁判を受ける権利が憲法31条・32条に由来する憲法上の権利であることは明らかである。さらに、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」という。）2条3項の趣旨に照らせば、日本国には、権利を侵害された者が効果的な救済措置を受けることを確保する義務があり、法152条・151条1項4号はそのような国家の義務を踏まえて解釈すべきことになる。

したがって、官物の六法についても、前項同様、閉居罰であっても法152条によってその使用を制限することはできず、その使用を許可しなければならない。

よって、官物の六法の使用を許可しなかった点は、前項同様、法の解釈を誤り、申立人の不服申立ての権利や裁判を受ける権利を侵害しているから、人権侵害に該当する。

ウ 法155条1項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面について

本件では更に申立人に対して、法155条1項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面の使用も制限されているので、この点についても検討する。

同書面は、「書籍」ではないが、法152条及び151条1項4号括弧書は「等」という字を付しており、使用許可対象を書籍に限定していない。

もちろん、「書籍等」という文言からすると、「等」に含まれるものには自ずと限界があるのは言うまでもない。しかしながら、法152条及び151条1項4号括弧書の趣旨に照らせば、あくまでも被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものかどうかという観点から、その限界を考えるべきである。そこで、法155条1項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面の性質を鑑みるに、その懲罰に不服を持ち、救済を求める受刑者にとって、不服申立・救済申立の対象を明確に知ることは極めて重要なことであり、不服申立・救済申立の出発点といえる。したがって、同書面は、その性質上、法151条1項4号括弧書の「被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる」書面と言える。

また、当該書面は「書面」であり、「書籍」とは異なるものの、「書」という点において類似性を有している。

したがって、このような法155条1項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面の性質に照らせば、同書面は法152条及び151条1項4号括弧書の「書籍等」の中に含まれると解すべきである。

よって、法155条1項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面の使用を許可しなかった点は、法152条の解釈を誤り、申立人の不服申立ての権利や裁判を受ける権利を侵害しているから、人権侵害に該当する。

#### エ 雑記帳について

なお、申立人は、「雑記帳」の使用も制限されたことについて



も人権侵害であると主張している。文房具等が不服申立てに必要なことはそのとおりであるが、申立人も当該雑記帳には不服申立てに関わること以外のことも記載されていることを認めていた。したがって、そのような場合、雑記帳の記載のうち不服申立てに関わる部分の使用を求めることはできるが、それ以外の部分の使用は不服申立てをする上で必要ないから使用を許さなくても違法とまではいえず、「雑記帳」の使用を制限したことが人権侵害に該当するとは直ちに判断できない。

ただし、雑記帳が一にして不可分であることに照らすと、今後は不服申立てに関する事項のみを記載した雑記帳を別途用意するか、あるいは刑務所側も雑記帳のうち不服申立てに関する事項のみを記載したページを一時的に閲覧させる等、受刑者の不服申立てを困難にさせぬよう、刑務所側は受刑者に不服申立ての権利があることに十分に配慮すべきである。

#### オ 小括

以上のとおり、相手方が閉居罰中の申立人に対し、法律書（私本）・六法（官物）・法 155 条 1 項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面の特別使用を認めなかったことは、法令解釈を誤った運用であり、申立人の不服申立ての権利を侵害している。

#### 4 結論

以上の検討により、相手方が閉居罰中の申立人に対し、法律書（私本）・六法（官物）及び法 155 条 1 項に規定された懲罰の原因となる事実を記載した書面の使用を認めなかったことは、法 152 条の

解釈を誤り、申立人の人権を侵害したと認められるので、相手方に対し、第1の勧告主文のとおり勧告をするのが相当である。

以 上